

規制シート

(別紙1)

150194700260001

平成27年2月13日

規制の名称	教科書の定義	所管府省	文部科学省
根拠法令等	学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第1項、附則第9条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 禎
規制目的	— (法の制定時には紙媒体以外の教科書が想定されていなかったことから、現行においても紙媒体の教科書のみが認められているものであり、現在、教科書が紙媒体に限定されていることについて、規制目的に該当する事由はない。)		
規制内容の概要	現時点においても、副教材としていわゆるデジタル教科書を用いることは可能であるが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014(平成26年6月知的財産戦略本部決定)、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月IT総合戦略本部決定、平成26年6月全部改定)及び規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)等において、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行うなどとされているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上記のスケジュールに則り、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定である。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>